

改正

平成28年3月31日要綱第70号

平成29年5月31日要綱第112号

令和元年9月26日要綱第34号

調布市特定教育・保育施設等指導検査実施要綱

第1 目的

この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設を設置し、及び特定地域型保育事業を実施し、並びに特定子ども・子育て支援施設等を設置又は実施する法人及び個人事業者（以下「法人等」という。）に対して実施する指導検査について、必要な事項を定めるものとする。ただし、特定地域型保育事業を実施する法人及び個人事業者に対する指導検査については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指導検査と合わせて実施するものとする。

第2 定義

この要綱において、「指導検査」とは、法第13条（第30条の3の規定により準用する場合を含む。）、第14条（第30条の3の規定により準用する場合を含む。）、第38条、第50条、第56条及び第58条の8並びに児童福祉法第34条の17第1項の規定による検査をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法の例による。

第3 指導検査の目的

指導検査は、法及び児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の法令（以下「関係法令」という。）に照らし、東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（平成24年東京都条例第43号。以下「都条例」という。）等に対する適合状況、第6第1項に規定する実施方針及び第9に規定する検査基準に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、法人等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって市における児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

第4 指導検査の基本方針

市長は、法、関係法令、都条例、調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年調布市条例第25号）等

を基本として、指導検査に関する国及び東京都の通知、これまでの指導検査の実績等を勘案し、厳正に、重点的かつ効果的に指導検査を実施するものとする。

- 2 市長は、指導検査が画一的又は形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、法人等の問題解決を図り、法人等の自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行うものとする。
- 3 市長は、法人等が法、関係法令若しくは当該法人等の定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために事業の経営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進めるものとする。
- 4 指導検査を担当する職員（以下「検査員」という。）は、指導検査の実施及びその結果の処理に当たっては、東京都及び市の関係部課との情報交換を密にすること等により、十分な連携を図るものとする。

第5 指導検査の類型

指導検査は、一般指導検査及び特別指導検査とする。

第5の2 一般指導検査

第5の一般指導検査（以下「一般指導検査」という。）は、指導検査に係る検査事項（以下「指導検査事項」という。）の全般について実施する指導検査とする。ただし、市長は、必要に応じて、あらかじめ検査事項を限定して実施することができる。

- 2 一般指導検査は、原則として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う施設並びに特定子ども・子育て支援施設等である施設及び事業を行う施設又は当該施設を設置運営する法人等の所在地（以下「検査施設等」という。）において現地で実施するものとする。
- 3 特定地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業の指導検査並びに特定子ども・子育て支援施設等のうち法第7条第10項第4号に掲げる施設かつ保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育が行われる事業及び法第7条第10項第8号に掲げる事業の指導検査は、現に従事する保育現場とは別の場所で行うことができる。
- 4 市長は、一般指導検査において改善すべき事項が認められ、当該一般指導検査後に法人等から改善状況報告書等が提出された場合においては、書面による検査のほか、必要に応じて検査施設等において検査を実施するものとする。

第5の3 特別指導検査

第5の特別指導検査（以下「特別指導検査」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、特定の指導検査事項を定めて、問題の改善が図られるまで重点的かつ継続的に行う

特別な指導検査とする。

- (1) 法人等が法、関係法令若しくは当該法人等の定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該法人等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 一般指導検査による改善の措置が認められないとき。
- (3) 正当な理由がなく一般指導検査を拒否したとき。

2 特別指導検査は、原則として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う施設並びに特定子ども・子育て支援施設等である施設及び事業を行う施設又は当該施設を設置運営する法人等の所在地（以下「検査施設等」という。）において現地で実施するものとする。

3 特定地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業の指導検査並びに特定子ども・子育て支援施設等のうち法第7条第10項第4号に掲げる施設かつ保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育が行われる事業及び法第7条第10項第8号に掲げる事業の指導検査は、現に従事する保育現場とは別の場所で行うことができる。

第6 指導検査の実施方針

市長は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、次項に規定するところにより、指導検査の重点項目を定めた実施方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、国及び東京都の児童福祉に係る行政の動向を踏まえて、年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、実施方針を指導検査開始時までには定めるものとする。

第7 検査計画及び検査回数等

市長は、指導検査の実施時期、班編成等を定めた検査計画（以下「検査計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、年度ごとに、検査計画を指導検査開始時までには定めるものとする。

3 一般指導検査の実施は、検査計画に定めるところによる。

4 特別指導検査は、必要に応じて適宜実施するものとする。

5 市長は、検査計画にかかわらず、法人等の運営等に問題が発生したとき、又は利用者等からの通報、帳簿書類等の確認の結果等によりそのおそれがあると認めたときは、適宜指導検査を実施するものとする。

6 一般指導検査の検査回数は、原則として1年に1回とする。ただし、東京都が児童福祉法第46条第1項に規定する指導検査を単独で実施した場合及び市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第8 調査書等の提出

市長は、実施方針等を踏まえて、法人等に対し、指導検査に必要な指導検査項目を掲げた市長が別に定める調査書（以下「調査書」という。）その他必要な関係資料の提出を求めることができる。

第9 指導検査基準

市長は、指導検査の項目、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定めるものとする。

- 2 市長は、検査基準における各指導検査の項目の評価区分を、別表に定めるところにより定めるものとする。

第10 一般指導検査の実施

市長は、原則として法人等の代表者に対し、一般指導検査の実施についてあらかじめ通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、法人等の運営等に問題が発生したとき、又は利用者等からの通報、帳簿書類等の確認の結果等によりそのおそれがあると認めたときは、一般指導検査の開始時に文書を提示すること等の方法により、その実施について通知することができる。
- 3 一般指導検査の指導検査班は、原則として係長職（その相当職を含む。以下同じ。）以上の職にある職員を班長（第5第2項ただし書の規定によりあらかじめ検査事項を限定して実施する場合を除く。）とし、当該職員を含む検査員2人以上の体制で編成する。この場合において、指導検査班には少なくとも正規職員を1人配置しなければならない。
- 4 検査員は、指導検査事項について、検査基準に基づき、調査書等を基に、協力し、又は分担して一般指導検査を実施するものとする。
- 5 検査員は、一般指導検査に当たっては、相互に緊密な連携を保ってこれを実施する。
- 6 班長は、一般指導検査を総括し、及び検査員相互の関係を調整する。
- 7 検査員は、一般指導検査が終了したときは、当該一般指導検査の対象となった法人等の役員等に対し、検査員相互で調整を図ったうえで、その結果について、市長が別に定める実地検査指導事項票により講評を行い、改善が必要な事項及びその解決方法を口頭で指示するものとする。
- 8 前項の規定による講評において、班長にあつては一般指導検査の全般にわたる内容及び自己の担当した個別の指導検査事項についての講評を、班長以外の検査員にあつては自己の担当した個別の指導検査事項についての講評を行うものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、検査員は、法令解釈等で疑義を生じた場合その他の特別の事情があ

る場合は、現地での講評を行わず、後日、一般指導検査の対象となった法人等の役員その他の関係者に対し、講評を行うことができる。

- 10 検査員は、一般指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、市の関係部課の職員又は当該一般指導検査の対象となった法人等の関係者に対し、一般指導検査への立会いを求め、又は必要な事項の調査又は照会を行うことができる。

第11 一般指導検査後の取扱い

市長は、一般指導検査を実施したときは、当該一般指導検査の対象となった法人等の代表者に対し、その結果について文書により通知する。この場合において、別表指導形態の欄に掲げる文書指摘に係る事項（以下「文書指摘事項」という。）があるときは、当該文書指摘事項に係る問題点及びその改善方法等を具体的に当該文書に記載して通知するものとする。

- 2 市長は、前項後段の規定による通知をしたときは、当該通知をした法人等の代表者に対し、原則として30日以内に、当該通知に係る文書指摘事項に対する改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認するものとする。
- 3 市長は、東京都に対し一般指導検査の結果を通知すること等により、相互の連携を密にするものとする。
- 4 市長は、法人等に対する度重なる一般指導検査によってもその改善の措置が認められないときは、当該法人等を特別指導検査の実施対象とするものとする。

第12 特別指導検査の実施

第10第1項の規定は、特別指導検査の実施の通知について準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別指導検査の目的及び効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示すること等の方法により、その実施について通知することができる。
- 3 特別指導検査の指導検査班は、原則として課長補佐職（その相当職を含む。）以上の職にある職員を班長とし、当該職員を含む検査員3人以上の体制で編成する。この場合において、班長以外の検査員のうち少なくとも1人は、係長職以上の職にある職員とし、当該職員以外の検査員には、正規職員以外の職員を配置することができる。
- 4 市長は、特別指導検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等に応じて、その改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別指導検査を実施する。
- 5 検査員は、特別指導検査が終了したときは、当該特別指導検査の対象となった法人等の役員等に対し、検査員相互で調整を図ったうえで、その結果について講評を行い、改善が必要な事項及びその解決方法を口頭で指示するものとする。ただし、特別な事情があるときは、現地での講評

を行わず、特別指導検査の対象となった法人等の役員その他の関係者を市に出頭させて、講評を行うことができる。

- 6 第10第4項から第6項まで、第8項及び第10項の規定は、特別指導検査の実施について準用する。

第13 特別指導検査後の措置

市長は、特別指導検査を実施したときは、当該特別指導検査の対象となった法人等の代表者に対し、その結果について理由を付して文書により通知する。この場合において、文書指摘事項があるときは、当該文書指摘事項に係る問題点及びその改善方法等を具体的に当該文書に記載して通知するものとする。

- 2 第11第2項の規定は、特別指導検査に係る改善状況報告書又は改善計画書の提出及びこれに対する市長の措置について準用する。この場合において、同項中「確認する」とあるのは、「精査するとともに、必要に応じて引き続き指導を継続する」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、前項の規定において準用する第11第2項に規定する改善状況報告書又は改善計画書が同項に規定する期間内に提出されないとき、又は同項の規定によりその改善内容の精査をした結果、法人等に改善の意思がなく、若しくは法人等が改善を怠っていると認めるときは、法及び関係法令に定めるところにより、行政処分を行うための手続を進めるものとする。
- 4 市長は、特別指導検査の対象となった法人等について、その利用者支援に重大な影響が及んでいることその他の緊急を要する特別な事情があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、法及び関係法令に定めるところにより、直ちに行政処分を行うための手続を進めるものとする。

第14 指導検査の結果の活用

市長は、子ども生活部子ども政策課長（以下「子ども政策課長」という。）が実施した指導検査の結果を適宜集約し、行政運営に資するため、市の関係部課に提供するものとする。

- 2 指導検査結果のうち文書指摘事項及びその改善状況については、市のホームページに掲載し、市民へ広く情報提供することができる。

第15 指導検査の総合的な企画及び調整

子ども政策課は、調布市組織規則（昭和46年調布市規則第35号）に定めるところにより指導検査に関する総合的な企画及び調整を行い、指導検査に係る重要事項については、必要に応じて市の関係部課と協議をするものとする。

第16 指導方針の継続及び統一の確保

市長は、指導検査の実施に当たり生じた疑義並びに法及び関係法令等の解釈について、東京都、

市の関係部課等との調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、それらの内容を文書により整理するものとする。

第17 東京都との連携

市長は、原則として東京都が実施する保育施設の検査と合同で指導検査を実施する。また、市が単独で実施した指導検査の結果等に関する情報については、必要に応じて、東京都に情報提供し、円滑で適切な運営指導の実施のため、相互に必要な連携を図るものとする。

第18 社会福祉法人に対する検査との連携

市長は、子ども政策課長が実施する指導検査と社会福祉法人に対する検査について、合同での実施に向けて調整する。

第19 国への報告

市長は、必要に応じて、指導検査の結果を国に報告するものとする。

第20 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第70号）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日要綱第112号）

この改正は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日要綱第34号）

この改正は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第9、第11関係）

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合に限る。）又は福祉関係法令以外の関係法令若しくはその

		他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。